

議事日程第 5 号

平成 2 1 年 6 月 2 6 日（金）

第 1 請願第 9 号の取り下げについて

第 2 議案上程（議案第 5 4 号から第 6 9 号まで及び請願第 1 0 号、第 1 1 号）

委員長報告（総務、教育厚生、産業建設、予算特別）

質疑、討論、表決

本日の会議に付した事件

第 1、2 は議事日程に同じ

第 3 議案上程（議案第 7 0 号から第 7 2 号まで）

提案理由の説明（市長）、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第 4 議会案上程（議会案第 6 0 号から第 6 3 号まで）

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

第 5 議会案上程（議会案第 6 4 号）

提案理由の説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第 6 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

第 7 継続審査事件の承認

第 8 議員派遣の件

出席議員（2 4 人）

1 番 中 田 敏 彦	2 番 吉 田 清 孝	3 番 三 浦 利 通
4 番 古 仲 清 紀	5 番 柳 楽 芳 雄	6 番 三 浦 一 郎
7 番 船 木 正 博	8 番 中 田 謙 三	9 番 佐 藤 巳次郎
1 0 番 吉 田 直 儀	1 1 番 畠 山 富 勝	1 2 番 越 後 貞 勝
1 3 番 三 浦 桂 寿	1 4 番 木 元 利 明	1 5 番 船 木 金 光
1 6 番 安 田 健次郎	1 7 番 笹 川 圭 光	1 8 番 船 橋 金 弘
1 9 番 中 田 俊 雄	2 0 番 大 森 勝 美	2 1 番 佐 藤 美 子
2 2 番 杉 本 博 治	2 3 番 高 桑 國 三	2 4 番 船 木 茂

欠席議員（なし）

議会事務局職員出席者

事務局 長	小 玉 一 克
副事務局 長	目 黒 重 光
局 長 補 佐	木 元 義 博
主 査	畠 山 隆 之
主 任	武 田 健 一

説明のため出席した者

市 長	渡 部 幸 男	副 市 長	伊 藤 正 孝
企画政策課長	下 間 秀 春	総 務 課 長	湊 正 人
財 政 課 長	山 本 春 司	税 務 課 長	三 浦 喜 光
市民生活課長	加 藤 透	環境防災課長	戸 部 秀 悦
子育て支援課長	鈴 木 剛	福祉事務所長	佐 藤 誠 一
農林水産課長	伊 藤 敦	観光商工課長	笹 渕 純
建 設 課 長	三 浦 源 蔵	下 水 道 課 長	浅 野 光 男
若美総合支所長	加 藤 謙 一	会 計 課 長	加 藤 久 夫
監査事務局長	加 藤 公 洋	農委事務局長	高 橋 郁 雄
学校教育課長	浅 井 繁 樹	生涯学習課長	三 浦 進
スポーツ振興課長	伊 藤 岩 男	病院事務局長	武 田 英 昭
企業局管理課長	豊 沢 正	選管事務局長	(総務課長兼任)

午後 2 時 0 2 分 開 議

○議長（船木茂君） 御苦労さまです。これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第 5 号をもって進めます。

日程第 1 請願第 9 号の取り下げについて

○議長（船木茂君） 日程第 1、請願第 9 号の取り下げについてを議題といたします。

請願第 9 号農地法の「改正」に反対する請願については、産業建設委員会に付託されていたものでありますが、請願者より、男鹿市議会会議規則第 19 条第 2 項の規定により、取り下げしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。請願第 9 号の取り下げについては、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、請願第 9 号の取り下げについては、これを承認することに決しました。

日程第 2 議案第 54 号から第 69 号まで及び請願第 10 号、第 11 号を一括上程

○議長（船木茂君） 日程第 2、議案第 54 号から第 69 号まで及び請願第 10 号、第 11 号を一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。

最初に、総務委員長の報告を求めます。20 番大森勝美君

【20 番 大森勝美君 登壇】

○20 番（大森勝美君） 総務委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

初めに、議案第 55 号男鹿市監査委員条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、識見を有するもののうちから選任する監査委員について、本年 7 月 1 日から非常勤とするため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 56 号男鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、識見を有するもののうちから選任する監査委員が非常勤となること及び企業管理者を置かないこととすること、並びに監査委員の報酬月額を定めるとともに関係条文を整理するため、各条例の一部を改正するものであります。

また、本件について、渡部市長の真意をただすため出席を求め、質疑を行ったものであります。

委員より、第 1 点として、登用予定者の報酬月額及び責任並びに選任の考え方について質疑があり、市長より、報酬と責任は密接な関係にあり、責任については非常勤であっても監査機能を低下させないというのが大前提にあるほか、監査日数は現在でも 100 日程度を要しているが、関係議案が可決された場合は、さらに監査対象の拡充を図り、補助金交付団体や指定管理者の監査回数をふやしていくものである。また、報酬月額については、専門的知識を有する方がその責任を果たすことから、最低限として月額 30 万円の報酬は必要と考え、提案いたしましたものである。

市長より、さらに、税理士職にある方を登用することについては、公認会計士の方とともに県内公立大学の監事を務めた際、民間企業を監査されていた公認会計士の見方は、いろんな監査機能を強化させることができるものと実感したことから、多くの経験を積んだ方の視点や指摘が、本市にとって一つの新しい道を示してくれるものと考えたことによるとの答弁があったのであります。

第 2 点として、これまでの監査制度を踏まえた上での監査のあり方について質疑があり、市長より、市民が不安や疑問を持つことのないよう監査機能を厳しくすることが、不適正な事務処理の抑止力につながることから、監査の強化を図ってもらうことを期待しているとの答弁があったのであります。

第 3 点として、過去の非常勤監査委員の報酬について質疑があり、当局より、非常勤監査委員報酬の支給例としては、旧男鹿市において、昭和 61 年 7 月 1 日から平成 4 年 10 月 5 日までに月額 6 万円を支給していたものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、起立採決の結果、原案のとおり可決すべ

きものと決した次第であります。

次に、議案第 57 号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第 58 号男鹿市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、平成 21 年 7 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの期間、常勤の特別職の職員の給料月額を引き下げるとともに、監査委員が非常勤となること及び企業管理者を置かないこととすること並びに教育長においても同様に引き下げを行うものであることから、一括上程、一括審査したものであります。

本 2 件については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 62 号字の区域の設置についてであります。

本議案は、若美北部地区県営は場整備事業に伴い、同事業の施行区画内の字を新たに設置するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、総務委員会の報告を終わります。

○議長（船木茂君） 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。5 番柳楽芳雄君

【5 番 柳楽芳雄君 登壇】

○5 番（柳楽芳雄君） 教育厚生委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第 59 号男鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、健康保険法施行令の改正に伴い、緊急の少子化対策として、被保険者が平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金の額を引き上げるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 63 号新船川保育園建築工事請負契約の締結についてであります。

本議案は、新船川保育園建築工事請負について、平成 21 年 5 月 29 日に指名競争入札を執行した結果、男鹿市船川港船川字海岸通り 2 号 6 番地 2、株式会社沢木組、代表取締役沢木則明氏が 1 億 8 千 6 90 万円で落札したので、本契約を締結するもの

であります。

当局から、工事概要については、鉄筋コンクリート造2階建て、建築面積1,091平方メートル、延べ床面積、1階932平方メートル、2階369平方メートルの合計1,301平方メートルとするものである。

また、入札及び契約状況は、5月13日、指名委員会を開催し、市内建築登録A級業者4社を指名し、予定価格を2億4千575万7千750円としたものである。さらに、落札率は76.1パーセント。工期は、着工が市議会の議決を得た日、完成は平成22年3月19日を予定しているものであるとの説明があったのであります。

本案については、委員より、機械設備工事及び電気設備工事の入札状況について質疑があり、当局から、機械設備工事は、落札者山二施設工業株式会社男鹿営業所で、落札額は6千405万円、落札率は94.7パーセント。電気設備工事は、落札者日陽エンジニアリング株式会社秋田支店で、落札額4千74万円、落札率は91.3パーセントとなっているものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第64号財産の取得についてであります。

本議案は、中学校の老朽化したコンピュータを更新し、教育環境を改善するため、中学校教育用コンピュータ購入について、平成21年5月27日に指名競争入札を執行した結果、男鹿市船川港船川字泉台67番地62、有限会社勉強堂、代表取締役政岡智が3千860万8千500円で落札したので、本契約を締結するものであります。

当局から、本事業は、現在使用している中学校教育用コンピュータは平成11年度から14年度にかけて整備されたもので、老朽化に伴い故障が多発し、パソコンの容量不足など使用に支障を来している状況から更新整備するもので、国の地域活性化・生活対策臨時交付金により、男鹿南、男鹿北、潟西中学校について校内LAN及びコンピュータを整備し、2学期開始までに更新整備を完了する予定である。

なお、購入台数169台の内訳については、男鹿南へ65台、男鹿北へ61台、潟西へ43台配備するものであるとの説明があったのであります。

本案については、委員より、各校によって配備台数が異なっている理由について質疑があり、当局から、平成28年度までの生徒数の推移を勘案し、配備台数を決定し

たものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上により、教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（船木茂君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。12番越後貞勝君

【12番 越後貞勝君 登壇】

○12番（越後貞勝君） 産業建設委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

初めに、議案第60号男鹿市商工業振興促進条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、企業誘致が本市の喫緊の課題であることにかんがみ、優遇制度である奨励措置等の拡充を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、男鹿市商工業振興促進条例におけるこれまでの対象企業数及び企業誘致への取り組みについて質疑があり、当局から、同条例の対象企業数は合併前から合わせると9事業が該当し、施設整備助成金については7千93万900円、雇用奨励金については3千293万7千円となっており、現在、2事業所が対象となっている。

企業誘致については、現在の経済情勢では大変厳しいが、若者の定住、市の活性化のため重要な課題であると認識しており、誘致活動とあわせて、まずは今ある事業所が撤退しないようフォローに努めるとともに、企業誘致にかかわる情報収集のため、ことしから企業誘致サポーターを首都圏男鹿の会の会員から推薦をいただき、配置したほか、企業立地セミナーや企業フェアなどに積極的に参加していきたいとの答弁があったのであります。

さらに、委員より、既存の地元大型商店に対する支援は検討できないのかとの質疑があり、当局から、男鹿市商工業振興促進条例で該当する施設は、工場、研究施設、特認施設ということで、他の市町村と比較した場合、対象範囲は広いが、これまで大型で集客力のある店舗が男鹿へ参入してくる場合は、地元の規模の小さな店舗との競合を考慮し、審査委員会で対象にされることはなかったものである。しかしながら、現在の経済情勢により雇用が悪化していることから、今後、審査委員会へ提案し、判

断を仰ぎたいと考えているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 6 1 号男鹿市水道事業、ガス事業及び簡易ガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地方公営企業法第 7 条ただし書き及び地方公営企業法施行令第 8 条の 2 の規定に基づき、平成 2 1 年 7 月 1 日から企業管理者を置かないこととし、地方公営企業法第 8 条第 2 項の規定により、市長が管理者の権限を行うものとするため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願第 1 0 号ミニマムアクセス米の輸入見直しに関する請願についてであります。

本請願は、昨年発覚したミニマムアクセス米の汚染米不正転用事件を受け、農水省は一定の対策を講じるとともに、事故米を二度と流通させないとの安全宣言をしたが、その後も 7 5 件もの汚染米が発見されており、確認作業のため、3 0 億円もの予算が計上されている。

また、ことしに入り、カビ汚染発見時の対応を見直し、カビ状異物そのものの検査をやめるとしている。これでは輸入米の安全確保ができるのか疑問であり、汚染米がいつ国民の口に入ってもおかしくない状況である。

ミニマムアクセス米の輸入は、安全性に加えて国際的な価格高騰に加担し、途上国の人々の食糧を奪うことになる。

国内では、生産過剰が米価の下落原因であるとして生産調整が拡大、強化されることから、輸入は許されないものである。

以上のことから、ミニマムアクセス米の輸入を中止するよう、政府関係機関に意見書を提出していただきたいというものであります。

本請願については、願意妥当と認め、採択すべきものと決した次第であります。

次に、請願第 1 1 号政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、2 0 万トン規模の政府米買い入れを求める請願についてであります。

本請願は、農水省は備蓄米の適正在庫は 1 0 0 万トンとし、売れた量だけ買い入れ

るのが備蓄ルールとしてきた。ことし6月末には100万トンの在庫を維持するためには、最低22万トンの買い入れが必要だが、農水省は正規の備蓄米の買い入れを全く行っていない。そればかりか、05年産の備蓄米を安値で売却して米価暴落を誘導している。こうした状況を放置するなら、政府が育成の対象にしている担い手農家も含めて、米の再生産の基盤が失われるのは明白である。

以上のことから、20万トン規模の備蓄米の買い入れを直ちに実施するとともに、生産費を保障できる生産者米価に責任を持つよう、政府関係機関に意見書を提出していただきたいというものであります。

本請願については、願意妥当と認め、採択すべきものと決した次第であります。

以上で、産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（船木茂君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。8番中田謙三君

【8番 中田謙三君 登壇】

○8番（中田謙三君） 予算特別委員会に付託されました、議案第54号及び第65号から第69号までの審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る19日開会し、正副委員長の互選の後、各予算について補足説明を受け、質疑を行ったのであります。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点についてご報告申し上げます。

第1点として、子育て応援米支給券交付金の支給対象とブレンドしない純男鹿産米の支給方法、及び米の取り扱い業者の選定理由と購入単価決定の根拠について。

第2点として、監査委員の監査対象範囲の拡充に関する考え方及び今後の監査スケジュール、並びに非常勤監査委員の報酬とあわせ、特別職の人選方法について。

第3点として、松くい虫対策については、森林税を活用し、進めるとのことであるが、地域活性化・経済対策臨時交付金を活用して実施する考えはないのか。

第4点として、旧庁舎解体後の跡地利用として、駐車場以外の有効利用の考えはないのか。また、職員駐車場の有料化について。

第5点として、総合観光案内所の花の広場となまはげラインの花壇づくりの今後の考え方について。

第6点として、男鹿のなまはげが来年、ユネスコの無形文化遺産に登録される見込

みであるが、それに伴う事業への取り組みについて。それとあわせ、観光モデルプランの考え方について。

第7点として、これまで実施してきた経済対策・雇用対策事業等の効果について。

第8点として、秋田プライウッド男鹿工場の完成品の材料に間伐材を使用してもらうとのことだが、その樹種や使用量などについて。また、それに伴う林道・作業道について。

第9点として、既存企業の育成と企業誘致の考え方について。

第10点として、男鹿みなと市民病院の健全化計画と比較した収益の状況について。また、健全化計画を前倒しして達成したいと言っているが、その時期とあわせ、医師確保推進室の今後の位置づけについて。

第11点として、なまはげとどぶろくを一体にした、まちおこしのためのどぶろく特区について。

第12点として、ジャパンエナジー跡地の活用による船川港の活性化について。

第13点として、ふるさと納税の状況と、ふるさと応援団について。

第14点として、種苗センターの指定管理の状況と今後の管理方法について。

第15点として、ジョイフルシティの施設を地域活性化・経済対策臨時交付金を活用して購入し、物産販売所を開設する考え方について。

第16点として、支所・出張所に配置したパソコンの利用状況と、市民文化会館の来年度以降の改修計画について。

第17点として、船川港への海上自衛隊誘致の考え方についてなどの質疑、指摘に対し、当局からそれぞれ答弁があったのであります。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査いたしましたのであります。

各分科会ともすべての審査を終了いたしましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったのであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第54号及び第65号から第69号までについては、原案のとおり可決、承認すべきものと決した次第であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（船木茂君） これより、各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。
（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので、終結いたします。

これより議案第 55 号男鹿市監査委員条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本件は、起立により採決いたします。本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

【起 立】

○議長（船木茂君） 起立多数であります。よって、議案第 55 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 56 号男鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について採決いたします。

本件は、起立により採決いたします。本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

【起 立】

○議長（船木茂君） 起立多数であります。よって、議案第 56 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 57 号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本件は、起立により採決いたします。本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

【起 立】

○議長（船木茂君） 起立多数であります。よって、議案第 57 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 58 号男鹿市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本件は、起立により採決いたします。本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

【起 立】

○議長（船木茂君） 起立全員であります。よって、議案第５８号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第５４号及び第５９号から第６９号まで、並びに請願第１０号、第１１号を一括して採決いたします。

本１４件に対する委員長の報告は、可決及び承認並びに採択であります。本１４件は、各委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、議案第５４号及び第５９号から第６９号まで、並びに請願第１０号、第１１号は、原案のとおり可決及び承認並びに採択されました。

日程追加の件

○議長（船木茂君） 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第７０号から第７２号までが提出されました。この際、本３件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本３件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

日程第３ 議案第７０号から第７２号までを一括上程

○議長（船木茂君） 日程第３、議案第７０号から第７２号までを一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第７０号 教育委員会委員の任命について

議案第７１号 監査委員の選任について

議案第７２号 人権擁護委員の推薦について

○議長（船木茂君） 提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） ただいま議題となりました、議案第 70 号から第 72 号までについて、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第 70 号教育委員会委員の任命についてであります。

本議案は、本市教育委員会委員に杉本俊比古氏を任命いたしたいというものであります。

次に、議案第 71 号監査委員の選任についてであります。

本議案は、本市監査委員に湊忠雄氏を選任いたしたいというものであります。

次に、議案第 72 号人権擁護委員の推薦についてであります。

本議案は、人権擁護委員の平川由記子氏が本年 9 月 30 日をもって任期満了となりますので、その後任として、大井みどり氏を推薦いたしたいというものであります。

以上、皆様からのご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（船木茂君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本 3 件については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本 3 件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

初めに、議案第 70 号教育委員会委員の任命について採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を行います。

(議場閉鎖)

○議長(船木茂君) ただいまの出席議員数は23人であります。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(船木茂君) 投票用紙の配付漏れありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(船木茂君) 投票用紙の配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

(投票箱点検)

○議長(船木茂君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

本件を賛成とする諸君は「賛成」、反対とする諸君は「反対」と記載の上、職員の点呼に応じ順次投票願います。

なお、投票中、賛成、反対を表明しない投票及び賛成、反対が明らかでない投票は、会議規則第72条第2項の規定により、反対とみなします。

点呼を行います。

(職員氏名点呼)

1 番 中田敏彦さん	2 番 吉田清孝さん	3 番 三浦利通さん
4 番 古仲清紀さん	5 番 柳楽芳雄さん	6 番 三浦一郎さん
7 番 船木正博さん	8 番 中田謙三さん	9 番 佐藤巳次郎さん
10 番 吉田直儀さん	11 番 畠山富勝さん	12 番 越後貞勝さん
13 番 三浦桂寿さん	14 番 木元利明さん	15 番 船木金光さん
16 番 安田健次郎さん	17 番 笹川圭光さん	18 番 船橋金弘さん
19 番 中田俊雄さん	20 番 大森勝美さん	21 番 佐藤美子さん
22 番 杉本博治さん	23 番 高桑國三さん	

○議長(船木茂君) 投票漏れありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(船木茂君) 投票漏れなしと認めます。

よって、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(船木茂君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に畠山富勝君、古仲清紀君、中田謙三君を指名いたします。よって、以上の諸君の立ち会いをよろしくお願いいたします。

(開 票)

○議長(船木茂君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数23票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち賛成22票、反対が1票。

以上のとおり、賛成多数であります。よって、議案第70号教育委員会委員の任命については、これに同意することに決しました。

次に、議案第71号監査委員の選任について採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を願います。

(議場閉鎖)

○議長(船木茂君) ただいまの出席議員数は23人であります。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(船木茂君) 投票用紙の配付漏れありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(船木茂君) 投票用紙の配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議長(船木茂君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

本件を賛成とする諸君は「賛成」、反対とする諸君は「反対」と記載の上、職員の点呼に応じ順次投票願います。

なお、投票中、賛成、反対を表明しない投票及び賛成、反対が明らかでない投票は、会議規則第72条第2項の規定により、反対とみなします。

点呼を行います。

(職員氏名点呼)

1 番 中田敏彦さん	2 番 吉田清孝さん	3 番 三浦利通さん
4 番 古仲清紀さん	5 番 柳楽芳雄さん	6 番 三浦一郎さん
7 番 船木正博さん	8 番 中田謙三さん	9 番 佐藤巳次郎さん
1 0 番 吉田直儀さん	1 1 番 畠山富勝さん	1 2 番 越後貞勝さん
1 3 番 三浦桂寿さん	1 4 番 木元利明さん	1 5 番 船木金光さん
1 6 番 安田健次郎さん	1 7 番 笹川圭光さん	1 8 番 船橋金弘さん
1 9 番 中田俊雄さん	2 0 番 大森勝美さん	2 1 番 佐藤美子さん
2 2 番 杉本博治さん	2 3 番 高桑國三さん	

○議長(船木茂君) 投票漏れありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(船木茂君) 投票漏れなしと認めます。

よって、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(船木茂君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に畠山富勝君、古仲清紀君、中田謙三君を指名いたします。よって、以上の諸君の立ち会いをよろしくお願いします。

(開 票)

○議長(船木茂君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数23票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち賛成が21票、反対が2票。

以上のとおり、賛成多数であります。よって、議案第71号監査委員の選任については、これに同意することに決しました。

次に、議案第72号人権擁護委員の推薦について採決いたします。

大井みどり氏の人権擁護委員の推薦については異議なしとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、議案第72号については、異議なしとすることに決しました。

暫時休憩いたします。

午後 2時52分 休 憩

午後 2時53分 再 開

○議長（船木茂君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど教育委員会委員及び監査委員に同意しました杉本俊比古君、湊忠雄君より、あいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許します。

初めに、杉本俊比古君のあいさつを求めます。

【教育委員会委員 杉本俊比古君 登壇】

○教育委員会委員（杉本俊比古君） 杉本俊比古と申します。現在、秋田県健康環境センターの所長を務めさせていただいております。

ただいまは、教育委員への就任にご同意をいただきまして、本当にありがとうございました。心から光栄に存じ、感激をいたしております。

学校教育の分野につきましては、私は門外漢でございますけれども、取り巻く環境におきましてさまざまな課題が山積していることは承知しているつもりでございます。ご指名いただき、そしてご同意いただいたからには、心を引き締めまして、関係者の皆様、そして何よりも議会の皆様のご指導を賜りながら、誠心誠意務めてまいり所存でございます。どうかよろしくご指導くださいますようお願いを申し上げまして、簡単でございますけれども御礼のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○議長（船木茂君） 次に、湊忠雄君からあいさつを求めます。

【監査委員 湊忠雄君 登壇】

○監査委員（湊忠雄君） ただいま男鹿市監査委員の選任の同意に対しまして、多くの皆様のご賛同をいただきまして大任を拝しました湊と申します。税理士でございます。貴重な時間をお借りいたしまして、一言お礼のあいさつを申し上げたいと思います。

私は監査委員といたしまして、市政の信頼関係をより高めるため、本市の行財政運営が健全でかつ効果的に行われているか、質の高い行政サービスが提供されているか

どうかなど、市民の視点に立った監査を実施してまいる所存でございます。

非常勤になったことによりまして監査機能が低下したとか、そういったご指摘を受けないように誠心誠意頑張っていきたいと思います。議員の皆様のご鞭撻、ご指導をお願いしたいと思います。

去年の9月から国の経済、世界の経済が非常に危機的な状況になっております。国の租税収入も減少しておりまして、また、それに伴います地方公共団体の交付税等も減少しております。したがって、国、地方公共団体、民間と、すべてが財政的に苦しい状況にあります。そのようなときに、このような大役をいただきまして、本当に身の引き締まる思いでございます。どうかひとつ、私、男鹿市のためと、そのことで一生懸命頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

日程追加の件

○議長（船木茂君） 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第60号から第63号までが提出されました。この際、本4件を日程に追加し、一括して議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本4件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

日程第4 議会案第60号から第63号までを一括上程

○議長（船木茂君） 日程第4、議会案第60号から第63号までを一括して議題いたします。

職員に議会案を朗読させます。

【職員朗読】

議会案第60号 基地対策予算の増額等を求める意見書

議会案第61号 保険で良い歯科医療の実現を求める意見書

議会案第62号 ミニマムアクセス米の輸入見直しに関する意見書

議会案第63号 政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の政府

米買い入れを求める意見書

○議長（船木茂君） お諮りいたします。本４件については、会議規則第３７条第３項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本４件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第６０号から第６３号までを一括して採決いたします。本４件については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、議会案第６０号から第６３号までは、原案のとおり可決されました。

基地対策予算の増額等を求める意見書

基地施設周辺の市町村は、基地所在に伴う諸問題の解決に向けて鋭意努力しているところである。しかし、基地関係市町村は、世界的な経済危機に伴う大幅な税収減や基地所在に伴う特殊な財政需要の増大等により大変厳しい財政状況にある。

こうした基地関係市町村に対しては、これまで総務省所管の固定資産税の代替的性格を基本とした基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）及び米軍資産や住民税の非課税措置等の税財政上の影響を考慮した調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）が交付されている。また、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置・運用により生ずる障害の防止・軽減のため国の責任において基地周辺対策事業が実施されている。

基地交付金・調整交付金については、基地所在による特別の財政需要等にかんがみ、固定資産税の評価替えの翌年度において、平成元年度より３年ごとに増額されてきており、併せて、防衛省所管の特定防衛施設周辺整備調整交付金も増額されてきた経緯がある。

よって、国におかれては、基地関係市町村の実情に配慮して、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 基地交付金及び調整交付金については、今年度は固定資産税の評価替えの年度にあたるため、これまで３年ごとに増額されている経緯を十分踏まえ、平成２２年度予算において増額するとともに、基地交付金の対象資産を拡大すること。
- 2 基地周辺対策経費の所要額を確保するとともに、各事業の補助対象施設及び範囲を拡大すること。特に、特定防衛施設周辺整備調整交付金については、これまでの経緯を踏まえ、平成２２年度予算において増額すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２１年６月２６日

秋田県男鹿市議会

議長 船 木 茂

衆議院議長 河野 洋平 様

参議院議長 江田 五月 様

内閣総理大臣 麻生 太郎 様

総務大臣 佐藤 勉 様

財務大臣 与謝野 馨 様

防衛大臣 浜田 靖一 様

保険で良い歯科医療の実現を求める意見書

歯や口腔を健康な状態に保ち、咀嚼や口腔機能を維持・回復することは全身の健康

の増進や療養・介護のＱＯＬ（生活の質）を向上させ、国民医療費節減にも役立っていることが「８０２０運動」によって証明されている。また、多くの国民は、歯科医療について保険の利く範囲の拡大と自己負担の軽減を強く望んでいる。しかし、現実の歯科医療では、歯科診療報酬が抑制されているため、このような国民の要望に反して保険給付範囲が年々縮小されている。

２００８年４月改定では、歯科分野の基礎的技術評価が引き上げられたとはいえ、わずかな財源で十分な評価とはなっておらず、安価な報酬で患者を長期に継続管理していくことを歯科医療機関に求めるものとなっている。また、歯科医師だけでなく、歯科衛生士、歯科技工士の労働環境も一段と厳しくなり、各地の歯科衛生士や歯科技工士養成所で廃校、定員割れが起きているなど、将来の歯科医療確保さえ危ぶまれる状況に陥っている。

このような事態を放置すれば、多くの国民の健康保持に支障をきたすだけでなく、国民医療費の節減にも逆行することになりかねない。

以上の点から、歯科医療従事者が歯周病の治療・管理が十分にできるとともに、良く噛める入れ歯が提供できるなど、保険で良い歯科医療が行えるよう、また、患者さんが安心して歯科受診できるよう、次の事項の実現を強く求める。

記

１ 患者窓口負担を軽減すること。

２ 良く噛める入れ歯が保険給付として製作・装着・管理できるように、また、歯周病の治療・管理が保険給付として適切にできるようにするなど、良質な歯科医療が保険で提供できるように診療報酬を改善すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２１年６月２６日

秋田県男鹿市議会

議長 船 木 茂

衆議院議長 河野 洋平 様

参議院議長 江田 五月 様

内閣総理大臣 麻生 太郎 様

財 務 大 臣 与謝野 馨 様
厚生労働大臣 舩 添 要 一 様

ミニマムアクセス米の輸入見直しに関する意見書

昨年、9月に発覚したミニマムアクセス米の汚染米不正転用事件は、食の安全に対する国民の信頼を著しく失墜させました。また、事件を検証した内閣府の有識者会議が「農水省は国民の食の安全に対する責任と自覚が欠落していた」と厳しく指弾したように、農水行政が鋭く問われた事件でした。こうした経緯を経て昨年10月、農水省は一定の対策を講ずるとともに「事故米を二度と流通させません」と「安全宣言」しました。しかし、「安全宣言」以降、食品加工の現場で最強の発ガン性カビ毒アフラトキシンが発見されるなど75件もの汚染米が発見されています。農水省は販売する輸入米の全量の袋を開き、目視でカビをチェックし、新しい袋に入れ替えて出荷するという異常な作業を全国の倉庫で繰り広げており、そのための予算を30億円も計上しています。2月17日、農水省は新たな対策として、目視で確認した米をロット毎に一定の基準でサンプルを採取してカビ毒を検査し、陰性のものは販売し、飼料用はカビ毒が陽性であっても一定の基準以下なら販売するとしています。また、従来行ってきたカビ汚染発見時の同一船・同一契約の米の販売凍結はやめ、カビ状異物そのものの検査もやめるとしています。この対策は、カビに関する科学委員会の助言によるしていますが、果たしてこれで輸入米の安全性が確保できるのでしょうか。農水省自身が購入業者に対し、1ヶ月以内に使用することやカビの出ない保管、カビ発見時の届出と使用停止等を条件に販売している事実が何よりも輸入米の危険性を雄弁に物語っています。汚染米がいつ国民の口に入ってもおかしくない状況にあり「事故米を二度と流通させません」とした国民への約束違反であり、到底容認できません。今、問われているのは、ミニマムアクセス米の安全性であり、国民の食の安全を大きく脅かしてまで輸入を続ける農政そのものです。ミニマムアクセス米の輸入は、安全性に加えて国際的な価格の高騰に加担し、途上国の人々の食糧を奪うことにならざるを得ません。国内では「生産過剰」が米価下落の原因であるとして生産調整が拡大・強化

されていることからしても輸入は許されるものではありません。

以上のことから、下記事項について、地方自治法第99条に基づき意見書を提出いたします。

記

○ ミニマムアクセス米の輸入を中止すること

平成21年6月26日

秋田県男鹿市議会

議長 船木 茂

内閣総理大臣 麻生 太郎 様

農林水産大臣 石 破 茂 様

財 務 大 臣 与謝野 馨 様

政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の
政府米買い入れを求める意見書

農水省は08年産米の生産量を866万トンとし、需要量は855万トンと予測して集荷円滑化対策によって「豊作過剰米」10万トンを2月に買い入れ、変則的に政府備蓄米に充当しました。この結果、米の「需給は均衡」しているとしてきました。しかし、米価は4月以降、一気に下落し、市中相場はコシヒカリを中心に1,000円(60kg)以上も下落しています。その原因は、去年の11月以降、景気の底割れ状態の下で米の需要が落ち込み、4月からの輸入小麦価格の大幅値下げ(14.8%)、MA汚染米事件や、その後のカビが続出していることの米消費への影響等が考えられます。こうした中、量販店は「生活支援」などと称し、5kgで200円(1俵換算2,160円下げ)、300円(同3,240円)、中には500円超(同5,400円超)の値下げ販売を行っています。コンビニや量販店も弁当を200円台で大々的に売り出し、業界紙は「過去最高の値下げ競争」と報じています。こうした動きは米価の重大な値下げ圧力となり、この事態を放置するなら09年産の価格に重大

な影響を及ぼすことは間違いありません。農水省の無責任な備蓄米政策も米価暴落の大きな要因です。米業界は農水省の発言「備蓄米は買い上げしない（３月３１日、食料部会）」によって「需給は締めようがなくなった」と見ています。農水省は、備蓄米の適正在庫は１００万トンとし、売れた量だけ買い入れるのが「備蓄ルール」としてきました。昨年６月末の備蓄米は９９万トン、この間の販売見込みは、約２１万トンであり、今年６月末に１００万トンの在庫を維持するためには、最低２２万トンの買い入れが必要です。しかし、農水省は正規の備蓄米の買い入れは全く行っていません。そればかりか、０５年産の備蓄超古米を安値（１２，０００円台／６０ｋｇ）で売却して米価暴落を誘導しています。こうした状況を放置するなら、政府が育成の対象としている「担い手農家」を含めて米の再生産の基盤が失われることが明白です。

米価をめぐる異常事態に際し、下記の事項について、地方自治法第９９条に基づき意見書を提出いたします。

記

- 政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、２０万トン規模の備蓄米の買い上げを直ちに実施すること。

平成２１年６月２６日

秋田県男鹿市議会

議長 船木 茂

内閣総理大臣 麻生 太郎 様
農林水産大臣 石 破 茂 様
財務大臣 与謝野 馨 様

日程追加の件

- 議長（船木茂君） 次に、お諮りいたします。ただいま、議会案第６４号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

- 議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とす

ることに決しました。

日程第5 議案第64号を上程

○議長（船木茂君） 日程第5、議案第64号地場産品販売施設の設置を求める決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。12番越後貞勝君

【12番 越後貞勝君 登壇】

○12番（越後貞勝君） それでは私から、議案第64号について、提案理由の説明を申し上げます。

これまで市では、船川地区の活性化を図るためとして、秋田県漁協へ統合卸売市場の船川地区への建設を要望し、これとあわせ、物産販売施設の設置について検討を続けてきたが、活性化のためには物産販売施設単独でも設置するという考えが市当局から示され、議会としてもこれを了解し、所管委員会等で協議を続けてきたところであります。昨年、市から船川地区への設置については、関係者との調整がつかず困難である旨の報告があり、所管委員会では、かねてから内容を充実させるべきとの意見、要望のあった船越地区の男鹿総合観光案内所内に設置するべきとの意見を述べ、市当局から、本年3月定例会で男鹿総合観光案内所物産販売施設基本計画が示された。これについて所管委員会では、補助事業の活用や観光客ばかりではなく日常的に市民が利用できるような施設とするべきなどの意見を述べ、新市長のもとで施設規模等内容を充実させるための協議がなされているものと認識していたが、「商品開発等を優先し、空き店舗を活用して試行的に販売を行い、誘客動向を見きわめてから」との一般質問等の発言を聴き、驚きを隠せないであります。

本市は、農業、漁業、観光に携わる方が多く、物産販売施設の設置は、その方々の経営の一助になるものである。人口流出を食い止め、市内の活性化を図るためにも必要な施設であることから、地場産品販売施設の設置を強く望むものである。

以上、提案理由を申し上げましたが、議員各位のご理解とご可決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（船木茂君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。5番柳楽さん。質疑をお願いします。

○5番（柳楽芳雄君） 私はですね、この物産販売センターというのは、そもそも男鹿駅周辺開発の一環として、平成8年ごろ、特別委員会を設置して、小野委員長のもとで五、六年かけて先進地を視察して、船川の周辺にどのような施設を建てればよいかというようなことで、結論でできたのが漁協でやる統合市場と、それから今言われる観光物産センター、それらを併設して船川の港に併設するというようなことで進めてきたと確信しております。ところが、前佐藤市政のもとでは、その事業の推進には、商工会に丸投げして一部反対の人方への説得も何にもなしのまま推移してきたのが現状であります。

しかし、私は船越の総合観光案内所というのは、カントリー菜園をやって、なまはげのモニュメントを置くだけの場所であればいいものを、ああいう広大な県からの土地を取得したために、あのような大きな空間の中に観光案内所をつくってきた経緯があります。私は前々から、白神十和田方面から来る観光客は大潟村を通過して今のところへ抜けてくるんです。ですから、船越とあの場所と脇本の間には大きな整備をして、観光案内所をその場所に置くべきだと常々考えております。

したがって、今の観光案内所にそういう物産センターを置くことによって、滞留型、滞在型の観光政策をする男鹿市にとっては、10分なりとも20分なりとも余裕のある時間をですね、できたら男鹿を観光地、奥地奥地へ案内しなければならないのに、そこにお客を滞留させるということは、男鹿市の観光振興の上でも大変マイナスになると思います。ですから、物産センターを反対するわけではありません。船越から脇本、船川のいずれかの場所に、市民が行きやすい場所にそういう物産センターをつくって、今の船越の総合観光案内所に設置することは反対であります。

以上です。

○議長（船木茂君） 柳楽さん、今、質疑していますので。

○5番（柳楽芳雄君） そういう私の考え方に対して、今の提案の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（船木茂君） 越後さん。

【12番 越後貞勝君 登壇】

○12番（越後貞勝君） 今報告したとおり、場所的なものとかはこだわらなくていい。新市長のもとで物産店をつくってほしいという意見書でございます。したがって、あ

とはやり方等、そういうことはこれからの課題でありますので、よろしくお願いします。

○議長（船木茂君） 再質疑ありませんか。柳楽さん。

○5番（柳楽芳雄君） 私は早合点してですね、船越の観光案内所という先入観念を持ったものですから、今のような話になったので、わかりました。いずれ男鹿市内に設置することは賛成であります。

以上です。

○議長（船木茂君） 答弁ありますか。いいですか。

○5番（柳楽芳雄君） 船越の観光案内所は反対ということです。

以上です。

○議長（船木茂君） 5番柳楽芳雄君の質疑を終結いたします。

ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第64号を採決いたします。

本件は、起立により採決いたします。本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

【起 立】

○議長（船木茂君） 起立多数であります。よって、議会案第64号は可決されました。

地場産品販売施設の設置を求める決議

本市の地場産品を取り扱う物産販売施設については、平成１９年３月に策定された男鹿市総合計画の前期基本計画の中で「市民や観光客に新鮮な魚介類を提供するなど、観光との有機的な結びつきを図るため、農産物と一体となった直売を促進する」とあるように必要性は認識されている。これまで市では船川地区の活性化を図るためとして秋田県漁協へ統合卸売市場の船川地区への建設を要望し、これとあわせ物産販売施設の設置について検討を続けてきてきたが、活性化のためには、物産販売施設単独でも設置するという考えが市当局から示され、議会としてもこれを了解し、所管委員会等で協議を続けてきたところである。昨年、市から船川地区への設置については、関係者との調整がつかず困難である旨の報告があり、所管委員会では、かねてから内容を充実させるべきとの意見、要望のあった船越地区の男鹿総合観光案内所内に設置するべきとの意見を述べ、市当局から本年３月定例会で男鹿総合観光案内所物産販売施設基本計画が示された。これについて所管委員会では補助事業の活用や観光客ばかりでなく日常的に市民が利用できるような施設とするべきなどの意見を述べ、新市長のもとで施設規模等内容を充実させるための協議がなされているものと認識していたが、「商品開発等を優先し、空き店舗を活用して試行的に販売を行い、誘客動向を見極めてから」との一般質問等の発言を聴き、議会として驚きを隠せない。

本市は農業、漁業、観光に携わる方が多く、物産販売施設の設置はその方々の経営の一助になるものである。人口流出を食い止め、市内の活性化を図るためにも必要な施設であることから地場産品販売施設の設置を強く望むものである。以上、決議する。

平成２１年６月２６日

男 鹿 市 議 会

日程追加の件

○議長（船木茂君） 次に、お諮りいたします。秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、秋田県後期高齢者医療広域連合

議会議員の選挙を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第 6 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（船木茂君） 日程第 6、これより秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、秋田県後期高齢者医療広域連合規約第 8 条第 1 項の規定により、本市における市長及び議会議員のうちから 1 人を選挙するものであります。

議場の閉鎖を願います。

（議場閉鎖）

○議長（船木茂君） ただいまの出席議員数は 24 人であります。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（船木茂君） 先ほど申し上げましたが、この選挙は秋田県後期高齢者医療広域連合規約第 8 条第 1 項の規定により、本市における市長及び議会議員のうちから 1 人を選挙すると、こうなっていますので。市長及び議会議員の中からということだから。ちょっとすみません、休憩します。

午後 3 時 11 分 休 憩

午後 3 時 14 分 再 開

○議長（船木茂君） 会議を再開します。

投票用紙の配付漏れありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 投票用紙の配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議長（船木茂君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票は単記無記名であります。投票用紙に本市における市長及び議会議員のうちから 1 人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じ順次投票願います。

点呼を行います。

(職員氏名点呼)

1 番 中田敏彦さん	2 番 吉田清孝さん	3 番 三浦利通さん
4 番 古仲清紀さん	5 番 柳楽芳雄さん	6 番 三浦一郎さん
7 番 船木正博さん	8 番 中田謙三さん	9 番 佐藤巳次郎さん
1 0 番 吉田直儀さん	1 1 番 畠山富勝さん	1 2 番 越後貞勝さん
1 3 番 三浦桂寿さん	1 4 番 木元利明さん	1 5 番 船木金光さん
1 6 番 安田健次郎さん	1 7 番 笹川圭光さん	1 8 番 船橋金弘さん
1 9 番 中田俊雄さん	2 0 番 大森勝美さん	2 1 番 佐藤美子さん
2 2 番 杉本博治さん	2 3 番 高桑國三さん	2 4 番 船木 茂さん

○議長(船木茂君) 投票漏れありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(船木茂君) 投票漏れなしと認めます。

よって、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(船木茂君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に畠山富勝君、古仲清紀君、中田謙三君を指名いたします。よって、以上の諸君の立ち会いを願います。

(開 票)

○議長(船木茂君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数24票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち有効投票22票、無効投票2票。

有効投票のうち、渡部市長が22票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、渡部市長が秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました渡部市長が議場におりますので、本席から当選を告知いたします。

これをもちまして、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を終了いたします。

日程追加の件

○議長（船木茂君） 次に、お諮りいたします。継続審査事件の承認を日程に追加し、議題といたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第 7 継続審査事件の承認

○議長（船木茂君） 日程第 7、継続審査事件の承認を議題といたします。

各常任委員長から、会議規則第 103 条の規定により、所管事項の調査について、行政調査が終了するまで閉会中の継続審査にいたしたいとの申し出があります。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、各常任委員長から申し出の所管事項の調査は、行政調査が終了するまで閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程追加の件

○議長（船木茂君） 次に、お諮りいたします。ご配付いたしております議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第 8 議員派遣の件

○議長（船木茂君） 日程第 8、議員派遣の件を議題といたします。

地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 159 条の規定により、ご配付いた

しておりますとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(船木茂君) ご異議なしと認めます。よって、配付いたしておりますとおり議員を派遣することに決しました。

議員派遣の件

平成21年6月26日

地方自治法第100条第13項及び男鹿市議会会議規則第159条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1 防衛省全国情報施設協議会正副会長会議

(1) 派遣目的 防衛省全国情報施設協議会正副会長会議に出席のため

(2) 派遣場所 石川県輪島市

(3) 派遣期間 平成21年7月2日(木)～3日(金)

(4) 派遣議員 杉本博治(当協議会相談役)

2 平成21年度防衛省全国情報施設協議会総会

(1) 派遣目的 平成21年度防衛省全国情報施設協議会総会に出席のため

(2) 派遣場所 東京都全国町村会館

(3) 派遣期間 平成21年7月30日(木)～31日(金)

(4) 派遣議員 杉本博治(当協議会相談役)

○議長(船木茂君) 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これで6月定例会を終わります。どうもご苦労さまでした。

午後 3時24分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 船 木 茂

副 議 長 三 浦 利 通

議 員 大 森 勝 美

議 員 佐 藤 美 子